

# 惠士奇の『春秋説』について (1)

Hui Shiqi's Explanations of the Spring and Autumn Annals

滝野 邦雄  
Takino, Kunio

## ABSTRACT

The essay seeks to understand just what constituted the evidential research in Hui Shiqi's Explanations of the Spring and Autumn Annals. The result of the investigation clarifies that in conducting his evidential research Hui Shiqi had no choice but to begin by adopting the form of Ming-dynasty eight-legged essay writing and then to follow the path of the classical studies world-view that had been brought to maturity by Qing-dynasty evidential researchers. In short, it was not that Hui Shiqi's response had been derived from a classical studies world-view resulting from eventual research; rather it was the case that a classical studies world-view was already in existence and the accumulation of evidential research contributed to building this world-view.

## はじめに

惠士奇（字は天牧，一の字は仲孺，自ら半農人と称す。江蘇呉縣の人。康熙十年〔一六七一〕～乾隆六年〔一七四一〕。康熙四十二年己丑科（一七〇九）二甲十六名の進士<sup>(1)</sup>）の『春秋説』は、禮書を縦糸にして『春秋』を解釈した書物である。

是の書 禮を以て綱と爲し，緯とするに『春秋』の事を以てす（『四庫全書

(1) もともと書名は『春秋説』である。しかし、惠士奇の『春秋説』以前に著述された同名の書が幾種類か存在し紛らわしいため、拙稿では『四庫全書總目提要』で『半農春秋説』とするのにしたがう。

總目提要』卷二十九・經部二十九・春秋類四・「半農春秋說十五卷」条)。  
なぜ禮書なのであろうか。それについて、惠士奇は、

昭公二年に、韓宣子 來聘して書を太史氏に觀て、易象と『魯春秋』を見て「周の禮は盡く魯に在り」と曰う①。然らば則ち『春秋』は周の禮に本づきて以て事を記すなり。學者 周の禮に明らかならざれば、焉くんぞ『春秋』を識らん(『半農春秋說』卷五・十葉)。

① [昭公] 二年，春。晉侯 韓宣子をして來聘せしめ、且つ政を爲すを告げ來り見る。禮なり。書を太史氏に觀る。易象と『魯春秋』とを見て曰く、「周の禮は盡く魯に在り。吾 乃ち今 周公の徳と周の王たる所以とを知る」と(『左傳』昭公二年春・傳)。

という。周の禮が易象と『魯春秋』に存在しているという『左傳』の記述があり、そこから惠士奇は『春秋』は周の禮に本づきて以て事を記したものであると理解するのである。

これは、『四庫全書總目提要』で「三禮に於いて核辨 尤も精なり」(『四庫全書總目提要』卷二十九・經部二十九・春秋類四・「半農春秋說十五卷」条)と言われるように惠士奇が三禮に通じていたことによると思われる。

実際のところ、三禮に通じた惠士奇から見ると、『春秋』には三禮(周の禮)に基づいたと見られる箇所が散見され、『春秋』は三禮(周の禮)を用いて修められたと確信するようになったのであろう。そして『春秋』における褒貶は、この三禮(周の禮)を基準にして行なわれたと考えたのではないだろうか。

つまり、『半農春秋說』は、『春秋』は三禮を用いて修められたという惠士奇の確信から書かれた。惠士奇は、この確信を立証するために考証をかさねる。この考証が、当時のいわゆる考証学を信奉する人たちの間で認められ、『半農春秋說』は全文が『皇清經解』に収められることになる。

拙稿では、惠士奇の確信から導き出されて解釈された『春秋』の經學的世界観とはどのようなものであったのかを検討してみたい。こうすることで、明代に八股文の作成を通じて形成され、清代のいわゆる考証学者たちによって一応

の完結をみた經學的世界觀の典型的な形を明らかでないのではないかと考えるからである。

惠士奇について、錢大昕は次のように伝える。

惠先生士奇、字は天牧、一の字は仲孺。……先生の生まるるや、父（惠周惕）貴人の來り謁するを夢む。其の刺を視るに、乃ち東里楊文貞公（楊士奇）なり。遂に文貞の名を以て之に名づく。年十二にして、詩を能くし、「柳未成陰夕照多」の句有りて、大いに先輩の激賞を爲す。弱冠にして諸生と爲るも、省試に就かず、或るひと之を問うに、則ち曰く、胷中に書無ければ、焉くんぞ用て試の爲（おこない）せんや、と。是に於いて志を奮いて讀書し、晨夕 輟めず。遂に博く六藝に通ず。九經の經文・國語・戰國策・楚辭・史記・漢書・三國志は皆な能く闇誦す。嘗て名流と會し、坐中に客有りて前みて請いて曰く、聞く君は『史 [記]』『漢 [書]』に熟すと。試みに爲に「封禪書」を誦せよ、と。先生 朗誦し、篇を終うるまで一字も失せず。合坐 皆な歎服す（『潛研堂文集』卷三十八・傳二・惠先生士奇傳・二十二葉）。

父親の惠周惕が明・楊士奇を夢見たことから、惠士奇の名前がつけられた。若いときから非常なほどよくできたという。

また、進士及第の後の官職を中心とした略年譜は、次のようになる。

康熙四十二年己丑科（一七〇九）二甲十六名の進士。翰林院庶吉士となり翰林院に留まり、散館して翰林院編修。

康熙五十二年癸巳（一七一三）と康熙五十四年乙未（一七一五）の會試の同考官

康熙五十九年（一七二〇）六月二十日任命湖廣鄉試の考官

康熙五十九年（一七二〇）十一月一日～雍正四年（一七二六）九月二十四日 廣東督學

雍正五年（一七二七）鎮江城の修理を命ぜらるも、二十分の一以下しか修理できず、辞職。

乾隆二年（一七三七）六月に再び侍讀に補せられる。

乾隆四年（一七三九）辞職。

乾隆六年（一七四一）三月に七十一歳で亡くなる。

拙稿では惠士奇の子の惠棟（字は定宇，又の字は松崖。江蘇元和の人。康熙三十六年〔一六九七〕～乾隆二十三年〔一七五八〕）と吳泰來（字は企晉，號は竹嶼。江蘇長洲の人。吳英の従兄弟。乾隆二十五年〔一七六〇年〕庚辰科二甲三十七名の進士）とが校訂して乾隆十四年（一七四九）に出版した璜川書屋蔵板の『春秋說』を用いる。

### （一）

『半農春秋說』の内容の検討を行なう前に、まず錢大昕と『四庫全書總目提要』と吳英の評価を検討してみたい。「門目を立てず，凡例を設け」（『四庫全書總目提要』卷二十九・經部二十九・春秋類四・「半農春秋說十五卷」条）ない『半農春秋說』を適切に解説していると考えからである。特に吳英の評価は、きわめて詳細なものであるので、拙稿でも詳しく取り上げる。

#### ①

錢大昕（字は曉徵，一の字は及之，号は辛楣，また竹汀居士と号す。江蘇嘉定の人。雍正六年〔一七二八年〕～嘉慶九年十月二十日〔一八〇四〕。乾隆十九年〔一七五四年〕甲戌科二甲四十名の進士）は、「其〔惠士奇〕の『春秋』を論じて曰く」として、『半農春秋說』の特徴を次のように述べる。

『春秋』三傳，事は『左氏〔傳〕』より詳しきは莫く，論は『穀梁〔傳〕』より正しきは莫し①。韓宣子『魯春秋』を見て「周の禮は盡く魯に在り」と曰う。然らば則ち『春秋』は周の禮に本づきて以て事を記すなり②。『左氏〔傳〕』の褒貶は，皆な春秋の諸儒の論なり。故に紀事 皆な實なり，而れども論 或いは未だ公ならず③。『公羊〔傳〕』は國史を信ぜず，

惟だ篤く其の師説を信ず。師の未だ言わざる所は、則ち意を以て之に逆う。故に常を失う所多し④。之を要するに『左氏 [傳]』は諸を國史に得、『公 [羊傳]』・『穀 [梁傳]』は之を師承に得⑤。互いに得失有りとも雖も、偏廢す可からず。後世、王通なる者有りて、好みて大言を爲し以て人を欺き、乃ち「三傳 作り、『春秋』 散ず」（『中説』 卷二）と曰う。是に於いて「啖助・趙匡の徒 争いて三傳を攻め、以て其の異説を伸ばす」⑥。夫れ『春秋』に『左氏 [傳]』無ければ、則ち二百四十年 盲焉にして闇室の中に坐するが如し。『公羊 [傳]』『穀梁 [傳]』の二家は即ち七十子の徒の傳うる所の大義なり。「後の學者 當に「信じて之を好み、其の善を擇び之に従う。若し徒に孟子の「盡く書を信ずれば書無きに如かず」の説に據り、力めて排し之を痛く詆れば」⑦、「吾れ三傳 廢れて『春秋』 亦た之に隨いて亡ぶを恐る」⑧。「『左氏 [傳]』 最も『春秋』に功有り、『公 [羊傳]』『穀 [梁傳]』 功有り兼ねて過ち有り。學者 其の必ず信ず可からざる所を信じ、其の必ず疑う可からざる所を疑うは、惑うことの甚だしき者なり」⑨（『潛研堂文集』 卷三十八・傳二・惠先生士奇傳・二十五葉～二十六葉）。

①『春秋』、事は『左氏 [傳]』より詳しきは莫く、論は『穀梁 [傳]』より正しきは莫し（『半農春秋説』 卷一・二十二葉）

②昭公二年、韓宣子 來聘して書を太史氏に觀て、易象と『魯春秋』を見て「周の禮は盡く魯に在り」と曰う。然らば則ち『春秋』は周の禮に本づきて以て事を記すなり。學者 周の禮に明らかならざれば、焉くんぞ『春秋』を識らん（『半農春秋説』 卷五・十葉）

③『左傳』の褒貶は、皆な春秋の諸儒の論なり。晉の乘・楚の檮杌の諸書に見え、左氏 之を取る。故に紀事 皆な實なり、而れども其の論 未だ公ならず（『半農春秋説』 卷六・四十四葉割注）。

④『公羊 [傳]』は國史を信ぜず、亦た『周官』を信ぜず。惟だ篤く其の師説を信ず。師の未だ言わざる所は、則ち意を以て之に逆う。故に失う者 常に多し（『半農春秋説』 卷三・四葉）。

⑤『左氏 [傳]』は國史に據り、二傳は其の師傳に本づく（『半農春秋説』 卷三・四葉）。

⑥趙 [匡]・啖 [助] 全く根據無くして力めて三傳を攻め、以て其の異説を伸ばす。亦た妄ならざらんや（『半農春秋説』 卷十・六葉）。

⑦三傳 幸いに三禮の殘闕を存す。後の學者 信じて之を好み、其の善を擇びて之に従う能わず。疑えば則ち之を開き。徒だ『孟子』の「盡く書を信ずれば、則ち書無きに如かず」の説に據る。是に於いて力めて排して痛詆し、以爲らく『禮記』は皆な漢人の偽造し以て金を

求购す、則ち『大學』・『中庸』は皆な信じるに足らず、と。後世の俗儒の議論は秦灰より甚だし。嗚呼（『半農春秋説』卷三・三十七葉）。

⑧惟だ『左傳』の紀事のみ信ず可きと爲す。凡そ史に文無ければ、『左氏 [傳]』皆な傳無し。蓋し微無ければ信ぜず。故に敢て異説を以て經を亂さず。或いは以て『左氏 [傳]』の紀事は誕妄にして信ずるに足らずと爲す。[これは] 趙 [匡]・啖 [助] より始まり、南北の宋儒 從いて之に和す。是に於いて學者 胸に臆斷異説を馳せ、並びに興る。『左傳』存すと雖も、實は廢る。吾れ『左傳』 廢れて三傳 亦た之に隨いて亡ぶを恐るなり。獨り遺經を抱きて力めて異説を排するは、吾徒の責に非ずして誰の責ならんや（『半農春秋説』卷十一・三葉）。

⑨『左傳』 最も『春秋』に功有り、『公 [羊傳]』・『穀 [梁傳]』 功有り兼ねて過ち有り。學者 其の必ず信ず可からざる所を信じ、其の必ず疑う可き無き所を疑うは、則ち又た惑うことの甚だしき者なり」（『半農春秋説』卷五・二十八葉）

錢大昕は、『半農春秋説』の要点を次のようにいう。

事実関係の記述は『左傳』が、論断については『穀梁傳』が最もよい。

『春秋』は周の禮に基づいて記された。

『左傳』の褒貶は、春秋時代の儒者の議論である。そのため、事実関係の記述は正しいが、論説は公平ではない。

『公羊傳』は、当時の國史を信用せず、師から伝授されてきたもののみを信じた、伝授のないものは恣意的に解釈したので、正しくないところは多い。つまり、『春秋』を『左傳』は國史から解釈し、『公羊傳』・『穀梁傳』は師からの伝授から解釈した。そこで、お互いに得失があり、どちらかを廃してしまうことはできない。

後に啖助・趙匡などが、競って『左傳』・『公羊傳』・『穀梁傳』を攻撃し、異なった解釈を提示した。もし孟子の「盡く書を信ずれば書無きに如かず」の説に同調し、三傳を攻撃したならば、三傳が廢れてしまい、それにつれて『春秋』も亡んでしまう。

『左傳』は最も『春秋』に功績があり、『公羊傳』・『穀梁傳』は功績があるものの過ちもある。

ただ、錢大昕は、傳記という性格上からか『半農春秋説』の特徴を述べるだけで、批判は行なっていない。

## ②

『四庫全書總目提要』は、『半農春秋說』を『四庫全書』に著録したうえで、次のように評価する。

國朝の惠士奇撰。士奇『半農易說』有りて、已に著録す。士奇の父の周惕は、經を説くに長じ、力めて漢儒の學を追う。士奇其の家傳を承け、考證益ます密なり。三禮に於いて核辨尤も精なり。是の書禮を以て綱と爲し、緯とするに『春秋』の事以てす。比類もて相い從え、三傳を約取して下に附す。亦た閒に『史記』諸書を以て之を佐く。大抵の事實は多く『左氏〔傳〕』に據り、論斷は多く『公〔羊傳〕』・『穀〔梁傳〕』を採る。毎條の下、多く諸儒の説を附し辨ず。毎類の後、又た各々己が意を以て總論を爲す。大致(おおむね)は宋の張大亨の『春秋五禮』・沈棊の『春秋比事』に出ずるも、門目を立てず、凡例を設けず。其の引據證佐は則ち尤も二家に較べて典核(確實で根拠がある)と爲す。其の中の災異の類は、反覆辨詰し、務めて董仲舒の春秋の陰陽や劉向・劉歆の洪範五行の説を申べ、未だ漢儒を過信するを免れず、物にして化せず(『中庸或問』或問十七章之説「若曰氣散而其神魂魄猶有存者、則是物而不化之意」と雖も(「書前提要」は「雖」字なし)、全書の言は必ず典に據り、論は必ず持平なり。所謂ゆる元元本本(『漢書』敘傳下:「元元本本、數始於一」)の學なり。孫復等などの枵腹きようふく(からっぽ)にして談ずるに非ず。亦た葉夢得等などの博を恃みて辨ずるに非ざるなり(『四庫全書總目提要』卷二十九・經部二十九・春秋類四・「半農春秋說十五卷」条)。

禮を縦糸に、『春秋』を横糸にしたものである。『春秋』經の類似した内容のものを集めて、三傳を要約してそこに載せる。時事関係については『左氏傳』により、論説については『公羊傳』・『穀梁傳』の意見を採用する。各項目の最後に総論をつけて、自分の意見を述べる、と『半農春秋說』の内容を説明する。そして、災異説については、漢代の儒者を過信すぎている。だが、全体的にみると『半農春秋說』における惠士奇の議論は必ず基づくものがあり、妥当であ

ると評価する。

③

呉英（字は簡舟。江蘇長洲の人）は、乾隆十四年（一七四九）に刻された『半農春秋説』には序文がなかったという<sup>(2)</sup>。

惠半農（惠士奇）の『春秋説』十五卷，乾隆己巳（乾隆十四年〔一七四九〕）に板鐫す。原は叙無し。今，坊友 昏（紙）に印するに，其の序無きを疑う，と告ぐ（『瑣川呉氏經學叢書』所収『春秋説』序・一葉）。

そして、『春秋』は經書の中でもそこに込められた聖人の意図が分からないので意味が通りにくいものとなっている。その聖人の意図を理解できなければ，三傳・注疏などがあってもどれが正しいのか分からない。そもそも『春秋』を修めるにあたって孔子は周の禮をよりどころとした。したがって『周禮』に精通している惠士奇の『春秋』解釈は，「聖人の旨に于いて中<sup>あた</sup>る所多く，<sup>これまで</sup>自來の先儒の論説の醇疵に于いて昭昭として白黒の分かつが如<sup>き</sup>ものである」という。

予（呉英）因りて之が爲に言いて〔次のように〕曰う。『春秋』は經の通じ難きものなり。聖人の旨の知る可からざるを以てなり。既に聖人の旨を知らざれば，則ち三傳・注疏・漢晉唐宋の諸儒の説有りと雖も，孰れが是と爲し，孰れが非と爲さん。半農（惠士奇）先生『周禮』に精深す。即ち以て『周禮』に通ずる者は，『春秋』に通ずるの人なり。其の書（『半農春秋説』）を讀みて，聖人の旨を一若（仿佛）とし，知り難しとせざこと有る者なり。其の故に曷ぞ孔子の曰う「國を爲むるに禮を以てす」（『論語』先進）・又た曰う「之を道<sup>みびち</sup>くに徳を以てし，之を齊<sup>ととの</sup>うるに禮を以てす」

(2) 乾隆十四年（一七四九）に出版された『半農春秋説』には，序文がない。ただ巻首に門下生の楊超曾（字は孟班，諡は文敏。湖廣武陵の人。？～乾隆七年〔一七四二〕。康熙五十四年乙未科〔一七一五〕二甲十四名の進士）の「奉直大夫翰林院侍讀學士紀錄二次半農惠公墓誌銘并序」が附されているだけである。序文としては、『半農春秋説』を『瑣川呉氏經學叢書』に収めるにあたって，呉英（字は簡舟。江蘇長洲の人）が嘉慶十五年（一八一〇）に書いたものが最初である。

(『論語』爲政)・傳に稱する「齊の仲孫湫 曰く、魯 猶お周の禮を秉るがごとし。周の禮は國の本なり」(『左傳』閔公元年冬の条の節略)を以てせざらんや。蓋し聖人の『春秋』を修むるは、亦た徒手以て之を成すに非ず。必ず本づく所の以て之を修むの具と爲す者有り。[それは] 周の禮に非ずして何ぞや。假使に孔子をして『春秋』を修むるに周の禮に本づかず、徒だ意を以て成せば、己は則ち臣ならず、又た何を以て亂賊を懼れしめんや。然れども周の禮に通ずる者は亦た多し。周の禮に通ずる者を以て『春秋』に通ずるの人、之を能くす可し、奚ぞ必ず半農(惠士奇)ならんや。[人々は] 半農(惠士奇)の『周禮』に通じ、萬卷を萃取するは、人の及ぶ所に非ざる有るを知らず。而して其の『春秋』に通ずるや、又た三傳・兩漢諸儒の訓詁に熟詳し、又た博く他經・諸史・百家の書に通ず。故に聖人の旨に于いて中る所多く、自來の先儒の論説の醇疵に于いて昭昭として白黒の分かつが如し(『璜川吳氏經學叢書』所収『春秋説』序・一葉)。

続けて、吳英は、「人の言う能わざる所にして名教の大に繋がること有る者なり」(『璜川吳氏經學叢書』所収『春秋説』序・三葉)として、当時の經學的な観点から評価される解釈として、次の二十項目とりあげる。なお、拙稿ではそれぞれの各項に番号をふり、『半農春秋説』のどの箇所指摘かをも載せておく。

①『穀梁[傳]』に據れば、仲子(桓公の母/隱元年秋七月)・成風(僖公の母/文九年)は皆な母は子を以て繋ぐを知る。而るに『公羊[傳]』の「仲子 微いやしきなり」(隱元年・秋七月)、成風 尊しの説は謬なり。『左氏[傳]』 仲子を以て夫人と爲す(隱公元年・左傳に「宋武公生仲子、仲子生而有文在其手、曰爲魯夫人、故仲子歸于我」)は尤も謬なり(『璜川吳氏經學叢書』所収『春秋説』序・一葉)。

『春秋』は正名の書なり。仲子は、孝公の妾にして惠公の母なり。成風は、莊公の妾にして僖公の母なり。母は子を以て貴し、而して妾は君を體するを得ず。故に宰咺及び秦人の來りて贈襚あるなり(隱公元年・文公九年)。而して之を書して惠公仲子・僖公成風と曰う。『易』の象

は陰は陽に係り、『春秋』の母は子に係る。故に母は子を以て其の名に氏すは正なり。『易』鼎の〔初六の〕爻辭に「妾を得て其の子に以（およ）ぶ。咎なし」。此れ之の謂なり。仲子 『春秋』の前に薨じ、事を書せざれば、考うる可き無し。隱〔公〕五年に「考仲子の宮を考す」に「夫人」と稱せず、而して成風の薨ざるに「夫人風氏」と稱し（文公四年）、其の葬るや、「小君成風」と稱す（文公五年）。之に假りるに正嫡の名を以てし、僭を爲さざる者なり。蓋し「我先君之母」と曰うなり。國人 皆な「夫人」と曰い、我 敢て「夫人」に非ずと曰わんか。國人 皆な「小君」と曰い、我 敢て「小君」に非ずと曰わんか。故に一は魯史の舊に仍り、敢て少しも易えず。乃ち秦人の繆に于いて始めて其の名を正す（文公九年）。故に仲子・成風は皆な繋ぐに先君の諡を以てす。其の辭 順に、其の義 精なり。此れ仲尼の特筆なり。……嫡妾を分かつたざれば、尊卑 別無し。國家の亂 恒に必ず之に由る。我 故に『春秋』の名を正すは必ず先ず内を正すと曰う……（『半農春秋說』卷一・二十一葉～二十二葉）。

②齊の桓〔公〕 哀姜を殺すの例を引きて、季友 子赤を弑するに與かると爲して、慶父を全くす（『璜川呉氏經學叢書』所収『春秋說』序・一葉～二葉）。

或いは曰く、季友 死せば則ち魯は慶父の魯と爲る。齊の桓〔公〕 在れば則ち慶父 焉くんぞ敢て有魯を盗まんや。齊の桓〔公〕 哀姜を殺すに難からず。又た何ぞ慶父を殺すに難からんや。而して慶父の死せざるは實に季友 之を保全するなり（『半農春秋說』卷三・十七葉）。

③〔『周禮』〕郷土職に「議獄 之を免<sup>ゆる</sup>さんと欲すれば則ち王 其の期に會す」而して「巡守の禮 廢れて、王 諸侯に會す」は、惟だ一つの河陽の狩（僖公二十八年）に見ゆ。〔そこから〕君を召すの說の非と爲すを知る（『璜川呉氏經學叢書』所収『春秋說』序・二葉）。

守とは巡守を謂う。守と言えば則ち諸侯に會するなり。王 諸侯に會するは、惟だ巡守なるを知る可し。或いは事有りて會するは、巡守に非ずと雖も、亦た巡守の禮を行なう。穀梁子 「天王に會するを諱む」(『穀梁傳』僖公二十八年五月)と謂うは則ち然らざるに似たり。吾君が臣と會するを聞くも、未だ臣が君と會するを聞かず。吾 王が諸侯に會するを聞くも、未だ諸侯が王に會するを聞かざるなり。曷爲れぞ君 臣と會せん『尚書大傳』に見ゆ。『周官』郷土職に「朝に聴き、司寇之を聴き、羣士・司刑 皆な在り、各々其の法を麗(鄭注：麗、附也)し、以て獄訟を議す。若し之を免さんと欲せば則ち王 その期に會す」と。所謂ゆる君が臣と會する者なり。故に禮に公侯は卿に會す可し、卿は公侯に會せず。『春秋』 卿の公侯に會する數あり。其の禮亦た君の臣に會するが若ければ則ち君 臣を卑しと爲さず。豈に仇と爲さんや。『春秋』の河陽の守(僖公二十八年)は、猶お岐陽の蒐の王 諸侯に會するがごとし。惟だ此れ一見するのみ。學者 之を疑いて、晉侯 王を召すの説有り。按ずるに文[公]元年(『左傳』)に晉の襄[公] 王に溫に朝す、と。則ち溫は實に京師なり。故に王 諸侯に此に會し、諸侯 王に亦た此に朝す。杜預 謂う晉侯 自らの強大なるを嫌い敢て周に朝せず(『左傳』僖公二十八年・傳の注)、と。其の説 尤も悖れり。以て辨ぜざる可からず。(『半農春秋説』卷五・二葉～三葉)。

④『穀梁[傳]』の伯姬を賢なりと稱する(『穀梁傳』襄公三十年五月)に據りて、伯姬(共姬) 葬らると書するは、以て其の節を旌(ほ)むるを知る(『璜川吳氏經學叢書』所収『春秋説』序・二葉)。

……魯に文姜・哀姜・穆姜有りて、不貞・不潔にして、難 内より作り、國 幾んど喪亡す、故に『春秋』 婦人の節は以て旌(ほ)めざる可からざるなり。伯姬 少きより淑徳有り。三國 争いて勝[をおこ]つた。ふつう] 勝は書せず、而して『春秋』[が記録するのは] 特に伯姬

の爲に備えて之を書す。豈に其の賢を以てするに非ざらんや（『半農春秋説』卷五・六葉）。

⑤經に「王人〔子突〕衛を救う」（『左傳』莊公六年）、又た傳の「〔公子〕黔牟を周に放つ」（『左傳』莊公六年）に據り、王命もて黔牟を立つ。故に「人」と書し以て諸侯を罪するを知る（『璜川吳氏經學叢書』所収『春秋説』序・二葉）。

……一出一入は皆な名を稱し、一伐一救は皆な人と稱す。諸侯を人とする者は、之を臯（つみ）するなり。子突を人とする者は、之を微（いやし）とするなり。此れ天王の使なり。曷爲れぞ之を微とす。天王の使を以て黔牟を救う能わず。尊者の爲に諱み恥ず。故に之を微とす（『半農春秋説』卷五・十八葉）。

⑥『管子』小匡の「齊の僖公 公子諸兒・公子糾・公子小白を生ず」（『管子』大匡）を引きて、子糾 長なれば當に立つべきを知ると謂う。而して〔唐の〕趙匡の魯 之を殺すに非ずの説もて陋と爲す（『半農春秋説』卷七・十七葉～十八葉）（『璜川吳氏經學叢書』所収『春秋説』序・二葉）。

昭〔公〕十三年の『左傳』に「齊の桓〔公〕は、衛姫の子なり、僖〔公〕に寵有り」と曰う。『管子』小匡篇に「齊の僖公 公子諸兒・公子糾・公子小白を生ず。僖公 卒し、諸兒の長なるを以て君爲るを得、是れ襄公と爲す」（『管子』大匡）と曰う「小匡」は信ずるに足らず、『左傳』と合す。故に之を取る。宋儒『左傳』及び『管子』を信ぜず、遂に子糾・小白を以て皆な襄公の子とす。絶えて據る所無し、意を以て之を度る、亦た異たらざらんや『史記』齊世家に襄公の弟次（次弟）の糾、其の母は魯の女なり。次弟の小白、其の母は衛の女なり、と。小白の母は衛の女とは、『左傳』に見ゆ。子糾は魯の女の子とは、未だ聞かざるも、必ず據る所有り。臆説に非ざるなり。僖公は、莊公の外祖父、子糾は其の舅なり。又た子糾は長なれば當に立つべし（『半農春秋説』卷七・十七葉）。

⑦『竹書紀年』に據りて『公羊〔傳〕』下陽もて「滅」と書すは、虢公

在ればなりの説の是にして、趙匡の駁の非なるを知る（『璜川呉氏經學叢書』所収『春秋説』序・二葉）。

僖 [公] 五年に上陽を滅するに書せず、獨り [僖公二年・經に] 「下陽を滅す」と書する者は、之を國にするなり。<sup>なんす</sup>曷爲れぞ之を國にするや。虢公 在ればなり（『公羊傳』僖公二年）とは、此れ『公羊 [傳]』の説なり。趙匡 之を駁して曰く、君 外邑に在り。兵の至るを聞いて國に歸る。亦た事の常なり。何ぞ「滅」と稱するを得んや。若し君 下陽に在りて兵を受くれば、則ち何ぞ擒えられざるを得んや、と。此れ趙匡の臆説なり。案ずるに『竹書紀年』に惠王十九年僖公二年、晉の獻公 虞師と會し虢を伐ちて、下陽を滅す。虢公醜 衛に奔る、と。則ち『公羊 [傳]』の説 信なり（『半農春秋説』卷八・七葉）。

⑧射禮・覲禮の文及び『左傳』の「諸侯に王庭に盟す」（僖公二十八年傳）に據り、又た二十四年傳の「太叔 温に居る」（『左傳』僖公二十四年傳に「太叔以隗氏居于温」）を引きて、温に朝するは京師に朝すと爲すを知る（『璜川呉氏經學叢書』所収『春秋説』序・二葉）。

『[左] 傳』に「王子虎 諸侯に王庭に盟す」（僖公二十八年・傳）と明言す。苟し京師の地に非ざれば、安くんぞ「王庭」と稱するを得んや。……夫の温の若きは實は京師なり。……顔叔・桃子 大叔を奉じ狄の師を以て [周] 王を攻む。[周] 王 出でて鄭に適く。大叔 隗氏を以て温に居る（『左傳』僖公二十四年傳による）。大叔を奉じる者は之を奉じて王と爲すなり。大叔 儼然として王と爲り、温の王宮に居る。温は王城を去ること密邇（接近する）たり、温を右とし王城を左とす。皆な京師なり。然らば則ち曷爲れぞ「公 王に朝す」と直書せず、「公 王所に朝す」（僖公二十八年・經）と書すや。『春秋』の王所は猶お『易』象の「王居」のごとし。『易』（渙卦・九五・象）に曰く、王居 咎无きは、正位なればなり、と。正位は、之を「所」と謂う。後世の巡幸の至る所は猶お「行在」有るがごとし。「所」の名 其の名は『春

秋』に起こるに非ざるなり。禮の射祝に「惟れ若<sup>なんじ</sup> 侯を寧<sup>やす</sup>んず、女<sup>なんじ</sup> 侯を寧<sup>やす</sup>んぜず、王所に屬せざるが若<sup>ごと</sup>きこと或<sup>あ</sup>る母<sup>ママ</sup>（母）れ」（『周禮』考工記・梓人）と、覲禮に曰く、「伯父 命を王所に順う」（『儀禮』覲禮）と。蓋し王所は即ち王居なり。其の名 古し（『半農春秋說』卷八・四十六葉～四十七葉）。

- ⑨『左傳』の晉 鄭の子皮の新君に見ゆるを請うに對するの辭（『左傳』昭公十年）に據り、當時の諸侯 既に葬られ、嗣子 仍お衰經し喪を終う。[そこから] 杜 [預] 注に「既に葬られ喪を除く」（『左傳』傳・昭公十年の杜預注は「既葬未卒哭、故猶服漸衰」）の說の確かならざるを知る。又た杜 [預] 氏 此の未だ卒哭せざるに于いて、猶お服衰するがごとしとし、強いて解を爲すを知る（『璜川呉氏經學叢書』所収『春秋說』序・二葉）。

『春秋』には大夫の會葬には本より新君に見ゆるの禮無し。昭 [公] 十年「[九月] 叔孫婁 晉に如き、晉の平公を葬る」（昭公十年・經）。鄭の子皮も亦た往き會し、「將に幣を以て行かん」とす（昭公十年・『左傳』）。幣とは、新君に見ゆるの幣なり。古は、吉禮は凶に備う可し、凶禮は吉を兼ねず。故に聘され喪に遭う有れば、喪に幣を用いる無し。子皮 固より請い以て行く。[晉の] 平公の既に葬られるに及び、諸侯の大夫 新君に見えんことを請う。晉 之を辭して曰く、「大夫 [たちが出かけてきた葬儀] の事 畢れり。又た孤に命ず。孤 斬焉として衰經の中に在り [といて鄭重に断ったので、諸侯の大夫たちはどうすることもできなかった] ……」(昭公十年・『左傳』)。然らば則ち諸侯の喪 既に葬られれば、其の嗣子 仍お斬焉として衰經（三年の喪に用いる喪服）し、以て喪を終えること明らかなり。杜預の既に葬られれば喪を除くの說を持するは、以て時君に媚びるなり。又た之を以て『左傳』に注し、此の [昭公十年の] 辭に至り、窮まり復た遁辭を作り「既に葬られるも未だ卒哭せず。故に猶お斬衰に

服するがごとし」と曰う。傳に「喪禮 未だ畢らず」(昭公十年・『左傳』)と言う。三年の喪禮ありて乃ち畢ることあきらかなり。豈に卒哭し、喪禮 遂に畢らんや。卒哭し、喪禮 畢れば、遂に喪服を除き、嘉服に易え以て諸侯の大夫に見えんか。諸侯 葬らるるの後、七虞は、十二日に當る。虞祭 終わりにて後、卒哭す。葬と卒哭とは相い去ること兩月と雖も五月に葬り、七月に哭す、中間の一月を過ぎざるのみ。諸侯の大夫 何ぞ少しく待たずして汲汲として以て請わんや。卒哭なる者は、此の時無きの哭を卒うるも、仍お朝夕の二哭有り。[杜] 預の説の如きは、則ち哀を除けば、即ち吉なりとす。全く哀痛の心無し。[杜] 預の不仁なること甚だし(『半農春秋説』卷八・四十八葉～四十九葉)。

⑩而して文 [公] 二年の「公 晉に如きて盟す」の經は「公」と言わず(經は「三月乙巳、及晉處父盟」)、乃ち是れ喪なるを以て盟するを諱む、大夫と盟するを諱むに非ざるを知る(『瓊川吳氏經學叢書』所収『春秋説』序・二葉)。

文 [公] 二年冬、僖 [公] の喪 已に二十五月に滿つ。故に『左傳』  
以て禮と爲し、且に來年を待てば尤も善からざらんや。當に並びに存して以て後の學者を待つべし。文 [公] 未だ喪を畢えず。晉人 公の來朝せざるを以て討つは、晉の禮無きなり。魯は當に禮を以て之を拒むべし。[なのに] 敢て禮を以て拒まず、晉に如く(文公三年・經に「冬、公如晉」)。晉 又た陽處父をして盟せしむ。公 以て之を恥ず。公及び大夫の盟は數<sup>しば</sup>しばあり。何の恥ずることか之れ有らん。故に『春秋』 詳しく盟するの月日を書す。「公」と言わざるは、大夫と盟するを諱むに非ず。喪なるを以て盟するを諱むなり。出るを書せず、反るを致さざる者は、喪なるを以て朝するを諱むなり。三傳 皆な之を失す(『半農春秋説』卷八・四十八葉)。

⑪『墨子』の「齊の社は、男女の屬<sup>あつま</sup>りて觀る所なり」(『墨子』明鬼下「燕之有祖、當齊之社稷、宋之有桑林、楚之有雲夢也、此男女之所屬而觀也」)

を引きて、「[夏、公] 齊に如きて社を觀る」(莊公二十三年・經)は『穀梁 [傳]』に「尸女」(莊公二十三年)と謂い、『公羊 [傳]』は「公一陳佗」(莊公二十三年)と謂い、『左氏 [傳]』は「不法」(莊公二十三年)と謂う所以を知る(『横川吳氏經學叢書』所収『春秋說』序・二葉)。

『墨子』に曰く、「燕に祖有り、齊に社有り、宋に桑林有り、楚に雲夢有り。此れ男女の屬<sup>あつま</sup>りて觀る所なり」と。蓋し燕の祖・齊の社は國の男女 皆な聚族して往きて觀るなり。楚・宋の雲夢・桑林は同じく一時の盛なり。猶お鄭の三月上巳、士と女と溱洧の瀕に合會し社を觀る者は(『詩經』鄭風・溱洧)、志 社に在らざるなり、志 女に在るのみ。『公羊 [傳]』は以て「公 陳佗と一なり」(莊公二十三年)と爲すと、殆ど其れ然らんや。『穀梁 [傳]』は以て「女を尸とす」(莊公二十三年)と爲す。信なるや。故に曹劌 之を謂いて「法ならず」とする(『左傳』莊公二十三年・傳)は、此れを以てす墨子 春秋を去ること最も近く、列國の史 皆な存すれば、其の言 必ず據る所有り。宋儒の程子 意を以て之を度り、未だ其の實を得ず①。杜預注も亦た非なり②(『半農春秋說』卷八・五十葉)。

①『河南程氏經說』卷四・伊川先生・春秋傳「[莊公] 二十三年夏、公如齊觀社」条に「昏(婚) 議尚お疑う。故に公 社を觀るを以て名と爲し、再び往きて議を請い、後二年にして方に逆<sup>か</sup>う。蓋し齊 之を難しとす」。

②經「[莊公二十三年] 夏、公如齊觀社」条の杜預注に「齊 社を祭るに因りて軍實(軍器)を蒐(かぞ)う。故に公 往きて觀るなり」。

⑫『左傳』の「諸侯 邢を救う」(僖公元年・傳)・『穀梁 [傳]』の「曹師とは曹伯なり」(僖公元年)に據りて、杜 [預] の「實は大夫なり」と注するの謬にして、「師」と稱するは(『左氏傳』に「諸侯救邢、邢人潰、出奔師」)、原より「將 卑しき」の例に非ざるを知る(『横川吳氏經學叢書』所収『春秋說』序・二葉)。

僖 [公] 元年、三國 邢を救うの師は皆な諸侯なり。『左傳』に明文有り。『春秋』の例として君將 師を帥いると稱さず。未だ君 在り

て師と稱せざるを聞かず。且つ三傳は皆な諸侯 在りと言う。[それなのに] 杜預 「將 卑しくて師 衆ければ「師」と稱し, [將 尊くして師 衆ければ「某帥 (率) 師」と曰う]」(『公羊傳』隱公四年・「秋, 衛師入盛」条) の説に泥ずみ, [『左傳』に] 邢を救うの師は又た「諸侯」と曰うに, 適從する所無く遂に創りて異説を爲して, 「實は大夫にして, 「諸侯」と曰う。衆國を總 (まとむ) るの辭なり」(『左傳』僖公元年・傳の村注) と言う。大夫を以て衆國を總るは可なるか。遂に大夫を以て諸侯と爲すは可なるか (『半農春秋説』卷十・六葉)。

⑬經の僖 [公] 二十八年の「衛子」の文に據り, 又た『左傳』の「鄭子」と稱する (莊公十四年) に據り, 子儀は位に在ること十四年 攝するも未だ嘗て君と爲らず, 故に其の立つ・其の死すは, 告げず書せず, 亦た諱無し。「垂に遇う」(莊公四年經「夏, 齊侯・陳侯・鄭伯遇于垂」) の鄭伯は厲公と爲し, 鄭子に非ざるを知る (『瓊川吳氏經學叢書』所収『春秋説』序・二葉～三葉)。

傳の稱する所の鄭伯なる者は, 乃ち厲公なり。必ず鄭子に非ざるなり。鄭子は經に見えず。惟だ莊 [公] 四年に一たび「齊侯・陳侯・鄭伯垂に遇う」と書す。所謂ゆる鄭伯なる者は, 厲公を指すなり。亦た鄭子に非ず。何を以て之を知るや。子儀の鄭を守るや猶お夷叔の衛を守る (『左傳』僖公二十八年・傳) がごとし。故に經傳 皆な「子」と稱し, 侯・伯と稱せず桓 [公] 十八年・莊 [公] 十四年の傳に「鄭子」と稱し, 僖 [公] 二十八年の經に「衛子」と稱す (『半農春秋説』卷十・七葉～八葉)。

⑭推算して日月の平朔と視 (實) 朔・實食と視食 (『半農春秋説』卷十一・三十四葉) の辨を得, 古の日官 朔を定むる能わず, 前に失い後に失う, 故に日食は其の日を書せずして之を削り, 闕文に非ざるを知る (『瓊川吳氏經學叢書』所収『春秋説』序・三葉)。

『春秋』の日食 必ず朔を書す。[なのに] 其の朔と日とを書せざる者有るは, 日官 朔を定むる能わざるに由る。故に日食 或いは之を前

に失す、或いは之を後に失す。史の闕文に非ず。君子 之を削れり。  
 曷爲れぞ之を削らん。日月の交會 之を朔と謂う。既に交會の日に非  
 ざれば、焉くんぞ食を得ん。故に之を削れり。……唐宋以上の歴法  
 皆な疎し、或いは朔を定むる能わず。故に日食 恒（恒）に晦に在  
 り。説く者 日の食は晦朔の間にあり、月の食は惟だ望に在りと謂  
 う。此れ二五を知りて十を知らざる者なるか（『半農春秋説』卷十一・  
 三十四葉）。

- ⑮『易』豫の上六の「成るも渝ること有り」を引きて「渝平」は即ち「渝  
 め〔和平を〕成す」（隱公六年・經）にして、『左傳』の「更えて成らぐ」  
 （隱公六年）とするは是なり、二傳（『公羊傳』『穀梁傳』）の「敗成（成  
 （和平）を敗る）」とするは非なるを知る（『璜川呉氏經學叢書』所収『春  
 秋説』序・三葉）。

豫〔卦〕の上六に「成るも渝ること有り。咎無し」と曰う。成は、猶  
 お平なるがごとし。則ち「渝成」は猶お渝平なるがごとし。〔豫卦の〕  
 上〔六〕は〔六〕三に應じ、〔六〕三は「悔有り」なり。上〔六〕に  
 咎有れば、兩國 交争するの象なり。〔六〕三は悔 遅からず、上  
 〔六〕の咎長からず。變じて更め成る。兩つとも咎無し。故に『春秋』  
 之を善しとし、『左傳』以て「更えて成らぐ」（隱公六年）と爲す  
 は、是なり。二傳（『公羊傳』『穀梁傳』）「渝」を「輪」に作り、訓  
 じて「墮」と爲し、之を「敗成（成（和平）を敗る）」と謂うは誤れ  
 り（『半農春秋説』卷十二・五葉）。

- ⑯又た桓・文の二覇の終始を推し、〔晉の覇 始めて衰えて〕宋及び楚と  
 平し、〔晉の覇 益ます衰えて〕燕暨び齊と平し、〔晉 其の覇を失いて〕  
 魯及び齊と平するは、皆な天下に關する故有るを知る（『璜川呉氏經學叢  
 書』所収『春秋説』序・三葉）。

蓋し嘗て『春秋』の始終を合わせて之を論ずるに、「〔隱六年〕鄭  
 來り渝めて平らぐ」もて春秋の始めと爲し、「我 鄭と平す」（定公十

一年・經「冬、及鄭平」)もて春秋の終わりと爲す。『春秋』は哀[公]十四年に終われり。而して魯と鄭と平らぐは定[公]十一年に在り。  
 曷爲れぞ之を終わりと謂わんや。我の所謂ゆる終わりとは、晉の覇の終わりなり。『春秋』は桓・文二覇を以て始終と爲す。而して鄭は滎陽・成皐の間に在りて中原の要領と爲り、天下の必ず争う所なり。故に鄭 楚に従えば則ち楚 興り、鄭 晉に従えば則ち晉 覇たり。齊・晉と楚と鄭を争うこと百有八十餘年なり。是に至りて吳 強く、楚 弱し。晉 其の覇を失いて、鄭 先ず晉に叛し、魯も亦た之に従う。  
 [魯と鄭の]二國 平らぎ、天下の諸侯 皆な散ず。故に我 魯と鄭の前後の兩つの「平」(隱公六年と定公十一年)もて『春秋』の始終と爲す。蓋し桓・文二覇の盛なるに當りては、『春秋』「平」と書せず。二覇の盛にして、諸侯 皆な「合」す。又た焉くんぞ「平」を用いん。『春秋』の「平」と書するや、諸侯の散ずるを志す。是の故に晉の覇始めて衰えて、宋と楚と平す。晉の覇 益ます衰えて、燕と齊と平す。晉 其の覇を失いて魯と齊と平す。皆な天下に關するの故有る者なり。故に特に「平」と書す(『半農春秋説』卷十二・五葉～六葉)

⑩「楚人使申<sup>ㄩ</sup>宜<sup>ㄩ</sup>(宜申)來獻捷」(僖公二十一年)の例を引きて、「[齊人]歸衛寶」(莊公六年)の「齊人」と稱し以て姦を書すを知る(『瓊川吳氏經學叢書』所収『春秋説』序・三葉)。

『春秋』 略を行なうに曷爲れぞ或いは「取」と言い、或いは「歸」と言うや。「取」と言う者は、或いは内取なり、或いは外取なり。「歸」と言う者は、或いは外より歸し來るなり、或いは外に歸すなり。「内取」なる者は、郟鼎 之を宋に取りて。(桓公二年四月)内を惡むなり。「外歸」なる者は、衛寶 齊より歸し、其の内外を惡むや均し。郟鼎は之を宋に取る。曷爲れぞ衛寶 齊より歸さん(莊公六年)。諸侯 王命に逆らい(『穀梁傳』莊公五年「冬、公會齊人・宋人・陳人・蔡人伐衛」条の傳「其曰人何也。人諸侯所以人公也。其人公何也。逆天王之命

也)], 而して[衛侯]朔を納むるに(『公羊傳』莊公五年「冬, 公會齊人・宋人・陳人・蔡人伐衛」条の傳「此伐衛何。納朔也。曷爲不言納衛侯朔。辟王也」), 齊 主兵爲り, 而して魯 之に従う。故に[衛侯]朔を納むるの惡は, 齊 首と爲す。[衛侯]朔を納むるの賂は亦た齊より歸す。齊 人と稱するは, 蓋し微なる者なればなるか。非なり。是れ齊侯なり。何を以て其の是れ齊侯なるを知るや。衛 寶を齊に歸す。齊 我(魯)に讓るに非ず。實は文姜 之を請うなり(「[莊公六年]冬, 齊人來歸衛寶(二傳同じ。『左傳』經のみ「寶」を「俘」に作る)」条の『左傳』に「齊人來歸衛寶, 文姜請之也」)。文姜 之を請い, 何を以て其の來歸する者は齊侯なるを知るや。文姜 齊侯に淫し, 是れより先に齊師に一會・一享・一如するは, 其の子の防閑(『詩經』齊風・敝笱序「齊人惡魯桓公微弱, 不能防閑文姜, 使至淫亂, 爲二國患焉」)を恐れればなり。特に齊侯の強暴の威に假り以て其の子を脅制す。又た魯人の悦ばざるを恐れ, 復た衛寶に假り以て悅を魯人にする。故に齊侯 來り, 寶を歸すを以て名と爲す。徒に「賂」と書すに非ず。姦を直書するのみ。是の故に齊の桓[公] 來りて戎の捷を獻ずるは(莊三十一年・經「六月, 齊侯來獻戎捷」)則ち爵を書し之を貴とび, 齊の襄 衛寶を來歸するは(莊公六年・經), 則ち「[齊]人」と書して之を賤しむ(『半農春秋說』卷十二・十三葉)。

⑩何氏(何休)の齊人 田を歸すに, 孔子 受けざらんと欲すと説く(『公羊傳』定公十年・傳「齊人爲是來歸之」条の何休注)に據り, 田を歸すは乃ち田を以て之を沮(はば)み, 過ちを謝するの説の謬を知る(『瓊川吳氏經學叢書』所収『春秋說』序・三葉)。

定[公]十年, 魯 齊と平夾谷に會す。孔子 相たり。齊人 遂に「鄆・謹・龜陰の田を歸す」(定公十年・經)。説く者 齊は皐を魯君に得, 故に田を歸し以て過ちを謝すと謂う。豈に其れ然らんや。魯 聖人を用うるは, 齊の利に非ず。故に陽には田を以て之を謝し, 實

は陰かに田を以て之を沮（はば）む。此れ之を沮（はば）むの田なり。何氏は、齊人 田を歸し、孔子 受けざらんと欲するも、定公 貪にして之を受く（『公羊傳』定公十年・傳「齊人爲是來歸之」条の何休注）と謂うは、蓋し其の情を得るなり（『半農春秋説』卷十二・十五葉）。

⑩ 『周禮』考工記の函人に據り、「邱（丘）甲を作る」（成公元年・經）の杜〔豫〕注の句ごとに甲士有りの説は、乃ち司馬法に本づきて謬れるを知る（『横川吳氏經學叢書』所収『春秋説』序・三葉）。

杜預 成〔公〕元年の「丘甲を作る」は、句ごとに甲士三人有り。丘をして甸賦を出さしむ、と謂う。信なるか、抑そも否なるか。曰く、非なり。然らずと。司馬法 田賦を以て出兵す。其の法『春秋』に本づき、戦國に行なわる。周の禮に非ざるなり。丘甲 始めて齊の桓〔公〕の覇おこに作り、桓公 此れを以て之を齊に行なう、故に成公 亦た此れを以て之を魯に行なう。『管子』乗馬篇に曰く、古文の乗甸は乗馬に通ず。猶お甸馬のごとし一乗の地は、方六里なり當に八里に作るべし、一乗とは四馬なり甸馬は四匹。一馬には丘馬一匹、其の甲七、其の蔽五。一乗には四馬、其の甲二十有八、其の蔽二十、白徒三十人。車兩を奉こず車一乗もて一兩と爲す、器制（軍備制度）なり、と。然らば則ち丘は一馬七甲を出し、甸は之を四にし四馬二十八甲を出す。古制は丘に馬有りて甲無し。今、一丘をして七甲を作るのみ。安くんぞ長轂一乗・戎馬四匹を得、且つ甲士・歩卒・戈楯皆な具わりて、猥りに丘をして甸賦を出さしむと云うこと有らんや。杜預 司馬法を以て『春秋』を注すれば往往にして合わず。此に類すること多し。穀梁子 曰く、甲は國の事なり。丘に甲を作るは正に非ざるなり。國に農民有り、工民有り。夫れ甲は人人の能く爲す所に非ざるなり、と（『穀梁傳』成公元年）。諸を『周禮』に攷うるに、其の説の古に本づくを知る。『周禮』大司馬マ（司馬政官之職）に「司甲」の官有り。其の職 闕くると雖も、考工記に仍お函人の職有りて甚だ詳し（『半農春秋説』卷十三・十七葉～十八葉）。

②而して又た『管子』牧馬篇を考えるに、并せて司馬法の田賦を以て兵を出だすは、其の法は齊の桓〔公〕の時に始まり、實に周の禮に非ざるを知る（『横川呉氏經學叢書』所収『春秋說』序・三葉）。

司馬法に田賦を以て兵を出だす、と。其の法『春秋』に本づき、戰國に行なわれる。周の禮に非ざるなり。「丘甲」は齊の桓〔公〕の覇に始まり、桓公 此れを以て之を齊に行なう、故に成公 亦た此れを以て之を魯に行なう（『半農春秋說』卷十三・十八葉）。

其の他として次の六項目を取り上げる。これらは、禮をもちいて『春秋』を解釈したものである。なおここにも、それぞれの各項に番号をふり、『半農春秋說』のどの箇所<sup>さば</sup>の指摘かを載せておく。

①例えば「成宋亂（宋の亂を成く）」（桓公二年）を論ずるは則ち〔『周禮』の〕訝士に本づく（『横川呉氏經學叢書』所収『春秋說』序・三葉）。

桓公二年に「稷に會して以て宋の亂を成く」と。凡そ列國 君の弑さるるを同盟に告ぐ、之を「告亂」と謂う。宋の督 君を弑し、其の亂を成く。曷爲れぞ特に書して「成宋亂」と曰わん。曰く、此れ春秋の大義 竊かに『周官』に取る。而して説く者 之を汨（みだ）す。故に今に至るも學者 惑えり。『周官』訝士に「四方の獄訟を掌る〔……〕四方に亂獄有れば、則ち往きて之を成す」。「成之」とは、其の亂を成くなり。「成」は即ち小宰の「八成」。「成」は之を聽（さばく）と謂う。「八成」は之を八聽と謂う。一日聽政役、二日聽師田、三日聽閭里、四日聽稱責、五日聽祿位、六日聽取予、七日聽賈買、八日聽出入。故に大司寇に「凡そ庶民の獄訟は邦成を以て弊す」と。鄭司農 「邦成は今時の決事比なり。「弊之」は其の獄訟を斷ず」と謂う。而して士師の「士の八成を掌る」〔の注に鄭〕司農は「八成とは、行事に八篇有り」と謂う。皆な斷獄する所以なり。斷獄とは之れを四方の亂獄を成くを謂う。君を弑するは尤も大なり。宋に亂獄（大事件）有るも、未だ天王の命もて往きて之を成くを聞かず。則ち周の訝士 其の官を失えり。古は、

諸侯あり、屬に長あり、連に帥あり、卒に正あり、州に伯あり（『禮記』王制）、州の中に 亂を作す者有れば、則ち長・帥・正・伯 之を征す、征とは正なり。其の亂を成くと謂うは、桓公に長・帥・正・伯の任有り。故に齊侯・陳侯・鄭伯に會して往きて之を成けり。當に命を天子に請いて華督を執えて之を戮すべし。則ち華氏 安くんぞ後を宋に有るを得んや。惡 [心] を懷きて討つ、死すと雖も服せず（『公羊傳』昭公十一年に「懷惡而討不義、君子不予也」）。惟だ瑕無き者のみ以て人を戮す可し。魯の桓 [公] 親から其の君兄を弑すは、猶お楚の靈 [王] の親から其の君兄の子を弑して其の位を奪うがごとし。然れども楚の靈 [王] は能く齊慶封を殺す。而れども魯の桓 [公] は宋の華督を戮する能わず。既に執えて之を戮する能わず、又た賂を以ての故に復た之を立つ、則ち魯の桓 [公] の惡 更に楚の靈 [王] より甚だし。故に『春秋』 竊かに『周官』の大義を取りて冊に書して、「稷に會し以て宋の亂を成く」と曰う。蓋し之を成くの名に假りて賂を取る。焉くんぞ亂を以て亂を濟（すくう）と言わん。烏ぞ其の成を爲すに在らん。桓公より以後、君を弑するは『春秋』に數見するも、未だ起きて其の亂を成く者有るを聞かざれば、則ち『周官』の大義 天下に明らかならざること久し。『左氏 [傳]』 明文無くして獨り華氏を立つるを以て桓公を臆す。其の識 誠に『公 [羊傳]』『穀 [梁傳]』の兩傳より高し。而れども杜預 又た臆説を以て之を汨（みだ）せれば、則ち『周官』の大義 今に至るまで明らかならず。故に表して之を出だす。餘は『禮説』に詳し（『半農春秋説』卷一・三十五葉～三十七葉）。

②求車（桓公十五年經「十有五年春二月、天王 家父をして來りて車を求めしむ）・求金（文公九年經「九年春、毛伯來りて金を求む」）は則ち士訓に本づく（『璜川吳氏經學叢書』所収『春秋説』序・三葉）。

孔子 『春秋』を修め竊かに『周官』士訓の「以て地求（その地の特産品を要求する）を詔ぐ」の義に取り、冊に書して曰く、「天王 家父を

して來りて車を求めしむ」(三傳ともにこの行為を「非禮也」とする)と。桓公を梟する所以なり。……徐州の土 未だ金を産するを聞かず、地の無する所にして毛伯來り求む(文公九年經「九年春、毛伯來求金」)は、『周官』士訓の「地求」の義に非ざるなり(『半農春秋說』卷一・四十一葉)。

③南季に「使」と書するは其の聘禮を行なうを以てす(隱公九年・經「九年春、天王使南季來聘」)(『瓊川吳氏經學叢書』所収『春秋說』序・三葉)。

春秋に至り天王 巡守せず、頰省の禮を存するも皆な行なわれず。天王 使を遣りて來り聘せしむるは、惟だ隱 [公]・桓 [公] の時に凡そ五たび見え、僖 [公] 三十年・宣 [公] 十年に各々一たび見ゆるのみ。所謂ゆる<sup>ひもろぎ おく</sup>賑を歸りて以了諸侯の福<sup>か</sup>を交わす(『周禮』秋官・大行人「歸賑以交諸侯之福」)者は、定 [公] の十四年に「天王 石尙をして來りて賑<sup>おく</sup>を歸らしむ」に見ゆ。穀梁子 曰く、石尙 『春秋』に書かれんと欲し、諫めて曰う、久しきかな、周の禮を魯に行なわざるや。賑<sup>ひもろぎ</sup>を行なわんことを請う、と。正に復するを貴とぶなり(『穀梁傳』定公十四年)、と。蓋し宣 [公] 十年「天王 王季子をして來聘せしむ」より、成・襄・昭の三公を歴て百有餘年、天王 禮を魯に行なわず。是に至りて始めて復た之を行なう。故に『穀梁 [傳]』に「正に復するを貴とぶ」(定公十四年「天王使石尙來歸歸賑」条・傳)の説有り。而して隱 [公] 九年、「天王 南季をして來聘せしむ」の『穀梁 [傳]』 又た云う、諸侯に聘するは正に非ず、と。其の説 前後兩人に出るが如し。蓋し穀梁の徒 意を以て説き師説に本づくに非ず。受くる所の者もて師説と爲し、受くる所無き者もて意説と爲す有れば、後世 師無し。唐・宋の俗儒 皆な意説を好み遂に喜びて之に従い、以て聘問し、天王 聘を下すと爲す。猶お朝覲して天子 下堂するは皆な衰周の禮を失うがごときなり。其の然るが如ければ則ち

朝聘は時を以て來る有りて往く無し。列國 相い朝せず、天王 聘を報ぜず。『周官』 未だ信ずるに足らず。『春秋』の朝聘の册に書する者は、皆な譏なり、と。是の理有らんや（『半農春秋説』卷七・十葉～十一葉）。

④凡伯に「伐」と書し賓禮を失うを以てす（『璜川吳氏經學叢書』所収『春秋説』序・三葉）。

『春秋』の例は、國には「滅」と曰い、人には「執」と曰う。虞公 晉に滅せらるを「虞公を執う」と曰う（『春秋』僖公五年・經「冬、晉人執虞公」）。凡伯 戎に執わるを「凡伯を伐つ」と曰う①。國を滅ぼすを「執」と曰うは、之を擧するなり。<sup>なんす</sup>曷爲れぞ人を執えて「伐」と曰うや。伐とは、擧有るを伐つなり。凡伯 亦た擧有るか。曰く、然りと。凡伯 擧無くして「伐」と稱されず。「伐」と稱されるは、擧有ること明らかなり。……凡伯 天子の老爲り。賓 來りて、勞せず、餼せず、食せず。賓の去るに及びて又た拜送せず。故に賓せずと曰う。賓禮を以て之を禮せざるを言うなり。列國に賓 至れば、榮辱の事は君臣 之を同じくす。凡伯 賓せず、大いに國を辱しむ。……戎 能く禮を行ない、凡伯 之を慢す。焉くんぞ能く凶を免ぜられんや。其の「伐」たるるや、宜しきかな（『半農春秋説』卷五・二十六葉～二十七葉）。

①『春秋』隱公七年・經に「冬、天王 凡伯をして〔魯に〕來聘せしむ。戎 凡伯を楚丘に伐ち、以て歸る」。『左傳』に「初め戎 周に朝し、幣を公卿に發せんとするに、凡伯 賓せず。冬、王 凡伯をして〔魯に〕來聘せしむ。還るに、戎 之を楚丘に伐ち以て歸る」。

⑤小史 之を讀むを「誅」と曰い（『周禮』春官・小史「賜諡、讀誅」）、天子 之に錫（賜）うを「命」と曰う。桓公に錫（賜）うの「命」は是れ誅辭にして、[『公羊傳』で] 服を（賜）うとするの説の非を知る（『璜川吳氏經學叢書』所収『春秋説』序・三葉）。

夫れ諸侯 薨じて、天子 追命するが若きは、則ち聞する無し。惟だ

『周官』大史に「大喪は誄を読み、小喪は諡を賜う」と。小喪は諸侯の喪を謂う（鄭註では「小喪、卿大夫也」）。其の卿大夫の喪は則ち『周官』小史に「諡を賜い、誄を読む」と。蓋し諡を賜うに必ず誄辭有り。皆な大史 之を賜い、小史 之を読む。『春秋』[左氏] 傳の昭 [公] 七年に「衛の襄公 卒す [……] 喪を周に告げ、且つ命を請う。王 [卿士の] 成簡公をして衛に如きて弔い、且つ之に追命せしめて曰く、叔父 陟格して、我が先王の左右に在り、以て上帝に佐事せり」と。此れ誄辭なり。然らば則ち諸侯 薨ずれば、天子追命す。蓋し諡を賜いて誄を読むか。莊 [公] 元年「王 榮叔をして來りて、桓公に命を錫（賜）わしむ」。『公羊 [傳]』に謂う、「命」とは我に服を加う、と。『穀梁 [傳]』亦た云う、生くれば之に服し、死すれば之を行なう。生きて服せず、死して之に追錫するは、正ならざるの甚だしきなり、と。愚（惠士奇）謂う、死して服を加うるは乃ち褻なるのみ。命に非ざるなり。錫命とは、之に誄辭を錫（賜）う。王の誄辭は亦た命と曰う。之を尊ぶ所以なり。故に小史 之を讀みて誄と曰う。天子 之に賜いて命と曰う。桓公 生きて朝せず、死して乃ち命す。故に特に書して以て譏を示す（『半農春秋說』卷十五・十五葉）。

⑥「[春] 新延廐（延廐を新たにす）」（莊公二十九年）るの時は、仲春に非ず。馬は猶お牧に在り。四時の居を辨ぜざるを譏る、而して啖助の廐は農隙に脩むの説は非なり（『横川吳氏經學叢書』所収『春秋說』序・三葉）。

莊 [公] 二十九年「[春] 新延廐（延廐の新たにす）」と。何を以て書すや。時ならざるを以て書す。然らば則ち廐を脩めるは當に何れの時に在るべきや。凡そ「馬 日中にして出でる」（『左傳』莊二十九年・傳）は、春分の後に馬 野に在るを謂う。『詩 [經]』の所謂ゆる「駟駟たる牝馬 野の野に在り」（魯頌・駟）者なり。「日中にして入る」（『左傳』莊二十九年・傳）は、秋分の後に馬 廐に在るを謂う。

『詩 [經]』の所謂ゆる「乗馬 廐に在り、之を摧し之を秣す」(小雅・甫田之什・鴛鴦)者なり。『周官』趣馬の「四時の居の辨」は、春仲牧に居り、夏は序に居り、秋仲は廐に居るを謂う。故に牧師の「孟春に牧を焚く」(『周禮』牧師)は、馬の將に出んとするに先ず之を焚き、除陳して新草を生ずる所以なり。圉師(『周禮』)に則ち仲春に于いて始めて牧すの時に蓐を除き廐鬻(廐に鬻る)し、「蓐とは、馬茲なり。馬出で、後に之を除く。既に除きて脩む。脩成りて鬻りす。之を鬻りす者は之を新たにすなり。且つ之を神にするなり」(鄭注)。然らば則ち「延廐の新たにす」るは、當に夏の仲春に在り。周の正月・二月・三月は皆な其の時に非ざるなり。故に書して以て之を譏れり。蓋し其の時を得れば則ち「鬻」と言い、其の時に非ざれば則ち「新」と言う。『春秋』「新」と書し、「鬻」と書せず。此れを以て啖助謂いて馬は出入に時有りとも雖も、廐は何ぞ之を農隙に脩むるに妨げあらん、とす。此れ馬の四時に居ること有るを知らず。故に鬻廐に于いては農隙せず、馬の出る時に于いては周の春なり。馬猶お廐に在りて以て牧を焚く可く、未だ以て蓐を除く可からざるなり。乃ち鬻りして之を新たにす。又た大荒(大災の年)の後に在り。豈に其の時を失うに非ざらんや(『半農春秋説』卷十三・十六葉～十七葉)。

こうして呉英は次のように理解する。『半農春秋説』は、『周禮』を主として立論し、『左傳』の内容を認める。惠士奇は、趙匡・啖助が三傳を棄てて勝手な解釈を行なっていると考えている。また、惠士奇は周の禮をしっかりと理解していたので、それらを用いて『春秋』を学ぶべきだとした。そして、聖人が『春秋』を作成した意図は周の禮の範囲に限られたものであり、それ以外のものではないとする。

『半農春秋説』は]大抵、『周禮』を主として以て立論する者多しと爲し、『左氏 [傳]』を以て實と爲す。趙 [匡]・啖 [助] の輩は傳を捨てて臆斷し無稽(根拠がない)と爲す。想うに先生(惠士奇)當時の周の典禮 胸次

に瑩澈（すきとおりはっきりする）す。是に于いて『春秋』を學ぶに以て當に實もて之を求むるべきのみと爲す。然り而して聖人『春秋』を作るの全體の大旨は、亦た已に此に範圍し、焉を外にする能わず。<sup>あるい</sup>儻は所謂ゆる天然に相い合う者なるや。或いは天『春秋』の經旨をして將に盡く明顯せんとせしめんや。誰が讀まずして之を愛せん（『璜川吳氏經學叢書』所収『春秋說』序・三葉～四葉）。

吳英は、こうした評価を行なうものの、その欠点も指摘する。『論語』學而の「孝弟也者、其爲仁之本與」の解釈についてである。惠士奇は、宋代の儒者たちが「仁を爲<sup>おこな</sup>うの本なるか」と理解するのを、形而下的表現（用）の「孝弟」と形而上的表現（體）の「仁」とにしてしまうものだと非難し、「孝弟」が「仁」の本であると考える。それに対して、吳英は、仁には差等があるが、仁の本であり「孝弟」の発露である同父兄弟には差等はない。その故に嫡出には同母弟といい、庶出にはそのような言い方はしないという。そして、惠士奇は、『左傳』・『公羊傳』を信じすぎる。また、程子の言うように同母のみを重んずるのは、「人の理を知らず、禽獸に近し」と譏るのは、漢學のみを尊重するためであると批判するのである。ただ、それ以外は、有用な意見なので漢學を重視しすぎることを注目すべきでないといふ吳英はいう。

然りと雖も瑜（美玉）を愛して瑕を知るは、亦た禮の意なり。惟れ第十五卷に〔同〕母弟を言うの一條（『半農春秋說』卷十五・二十三葉～二十七葉）は、其の瑕なり。其の「孝弟爲仁之本」（『論語』學而「孝弟也者、其爲仁之本與」）を論じて謂う有子の〔発言の〕「其爲」二字は是れ語辭なりと。而して反って宋儒が「孝弟と仁とを岐ちて之を二とす」『半農春秋說』卷十五・二十三葉）と訾る①。此れ仁は性の體と爲すを知らず。而して仁を爲すとは則ち之を信にす。孝弟を用いるとは乃ち中の本を用いるなり。<sup>わか</sup>岐ちて之を二とするに非ず。仁の用と爲るや差等有り、而して〔孝弟は仁の本であり、その発露である〕同父兄弟は差等無し。先儒の所謂ゆる〔同〕母弟以て嫡を立つは②、之を言うのみ。故に嫡に〔同〕母弟有り、

庶に [同] 母弟無し。『春秋』 齊の年 (隱公七年)・鄭の語 (桓公十四年)・魯の叔肸 (宣公十七年)・衛の黒背 (成公十年)・陳の黃 (襄公二十年 / 二十三年)・衛の鱒 (襄公二十七年)・周の佖夫 (襄公三十年)・秦の鍼 (昭公元年)・陳の招 (昭公八年)・宋の辰 (定公十年 / 十一年) に于いては皆な弟と書し、衛の縶 (昭公二十年) は兄と書す。然る所以の者は、義 兄弟に繋がれば、則ち兄弟と書せざるを得ずしかい爾云う。豈に同母を以ての故ならんや。茲れ乃ち一に『左氏 [傳]』③・『公羊 [傳]』④を信じ、[また] 反つて程子を詆るの「若し同母を以て親を加うと爲せば、人の理を知らず、禽獸に近し」の語 (『半農春秋説』卷十五・二十六葉) は、未だ漢學に従いて化する能わず。此れを外にすれば、則ち皆な世道に繋がる有るの文なれば、當に僅かに漢學より長ずるを以て之を目すべからず。嘉慶庚午 (嘉慶十五年 [一八一〇]) 莫春の初。後學の吳英 書す (『瓊川吳氏經學叢書』所収『春秋説』序・四葉)。

①孝弟は仁の本なり。……「有子曰、[……] 孝弟也者其爲、仁之本與 (『論語』學而) の「其爲」は、語辭なり。宋儒 其の説を求めて得ず。遂に訓じて仁は猶お仁を行なうがごとしと爲し、則ち孝弟は、仁の本に非ず、乃ち仁を行うの本なり、とす。孟子 曰く、「堯・舜の道は、孝弟なるのみ (『孟子』告子下) と。仁道は固より大いなる孝弟の道なり。豈に小ならんや。大孝 之を大仁と謂い、不孝・不弟 之を不仁と謂うなり。孝弟を以て仁を行なうの本と爲せば、則ち孝弟と仁とを岐 (わか) ちて之を二と爲す。且つ孩提の子 烏くんぞ所謂ゆる「仁を行な (『論語』學而「其爲仁之本與」条・朱注に「爲仁、猶曰行仁)」いて、其の親を愛するを知らざるは無きなり (『孟子』盡心上に「孩提之童、無不知愛其親)) を識らん。然らば則ち「孝弟也者」は、性に根ざし、天に出で、學ばずして能くし、言わずして諭るものなり。此れ天の我に與うる所の者なり。中を受けて以て生じ、「之を得るに最も先なる」(『孟子』公孫丑上「夫仁、天之尊爵也、人之安宅也。莫之御而不仁、是不智也」条の朱注「仁者天地生物之心、得之最先」) 者なるか。仁の未だ發せざる者は「本」と曰い、發する者は「端」と曰う。「親親の仁」(『中庸章句』第二十章第六節の朱注) は其の端 先ず孝弟に見ゆ。君子 其の端を觀れば則ち其の本を知る。故に孝弟は仁の本と曰う (『半農春秋説』卷十五・二十三葉)。

②子 曰く、先儒の母弟の説は非なり。禮に云う嫡子母弟を立つとは、嫡を謂うなり。同母を以て親を加うと爲すに非ざるなり。同母を以て親を加うと爲すは、是れ母を知りて父を知らず、是れ人道に非ざるなり (『河南程氏粹言』卷二)。

③『左傳』宣公十七年「冬十有一月壬午、公弟叔肸卒」条に「冬、公の弟叔肸 卒す。公の

[同] 母弟なり。凡そ大子の [同] 母弟は、公 在せば「公子」と曰い、在さざれば「弟」と曰う。凡そ「弟」と稱するは、皆な [同] 母弟なり。

④『公羊傳』隱公七年「齊侯使其弟年來聘」条「其の「弟」と稱するは何ぞや。[同] 母弟もて「弟」と稱し、[同] 母兄もて「兄」と稱す」。

以上、錢大昕と『四庫全書總目提要』と吳英との評価を検討してきたが、漢學の立場からの考証は評価されるが、反面あまりにも漢學を信奉しすぎることが批判される。

では、続けて『半農春秋說』を通じて、惠士奇が作り上げた、經學的世界の検討を行ないたい。

(つづく)